

新型インフルエンザ等対策についての保健福祉部の業務について

1 概要

危機管理部において、新型インフルエンザ等の対策の実施に関する基本的な方針や措置等を示した「徳島県新型インフルエンザ等対策行動計画」が11月21日に策定された。

【計画で示している保健福祉部の行う主な業務】

- 帰国者・接触者外来等の医療体制の整備
- 特定接種の対象事業者の登録業務
- 市町村が行う住民接種の調整
- 新型インフルエンザ等に関する情報収集や情報提供 等

2 平成25年度の今後の予定

(1) 「徳島県新型インフルエンザ対応マニュアル」の改定

医療体制整備のため、今回策定された「行動計画」の内容を踏まえて、平成25年度末を目途に改定を行う。

(2) 特定接種に関する医療関係者の登録

国の要領に基づき、特定接種の対象となる医療関係者（病院、診療所、薬局等）の登録を1月から3月の間に行う。

その他の事業者の登録は、平成26年度から登録を進める予定。

※特定接種とは

新型インフルエンザ等が発生した場合に、医療の提供又は国民生活・国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者の従業員や、新型インフルエンザ等の対策の実施に携わる公務員に対して行う予防接種

(3) 住民接種関係

住民接種を行う市町村の対応が円滑に実施できるよう、3月頃に国から示される住民接種の「手引き」に基づき、調整を行う。